

厚生労働省発表
平成20年7月3日(木)

職業安定局雇用保険課
課長 宮川 晃
課長補佐 長良 健二
電話 5253-1111 (内線) 5763
夜間直通 3502-6771

雇用保険の基本手当の日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更について

- 1 雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、雇用保険法の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて毎年自動変更されているが、今般、毎月勤労統計の平成19年度の平均給与額（同年度の各月における平均定期給与額の平均額）が平成18年度の平均給与額に比して約0.6%低下したことから、この低下した率に応じて、
 - 基本手当の日額の最低額及び最高額等の引下げ
 - 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額の引下げ
 - 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額（支給限度額）の引下げを行う旨の告示が制定され、本年8月1日より適用されることとなった。
- 2 変更の概要は別添のとおりである。

1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引下げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 6, 7 7 7 円	→ 6, 7 4 1 円
	② 45歳以上60歳未満 7, 7 7 5 円	→ 7, 7 3 0 円
	③ 30歳以上45歳未満 7, 0 7 0 円	→ 7, 0 3 0 円
	④ 30歳未満 6, 3 6 5 円	→ 6, 3 3 0 円
最低額	1, 6 5 6 円	→ 1, 6 4 8 円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別紙のとおり引き下げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

4, 3 5 3 円 → 4, 3 4 5 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

5, 4 8 3 円 → 5, 4 6 5 円

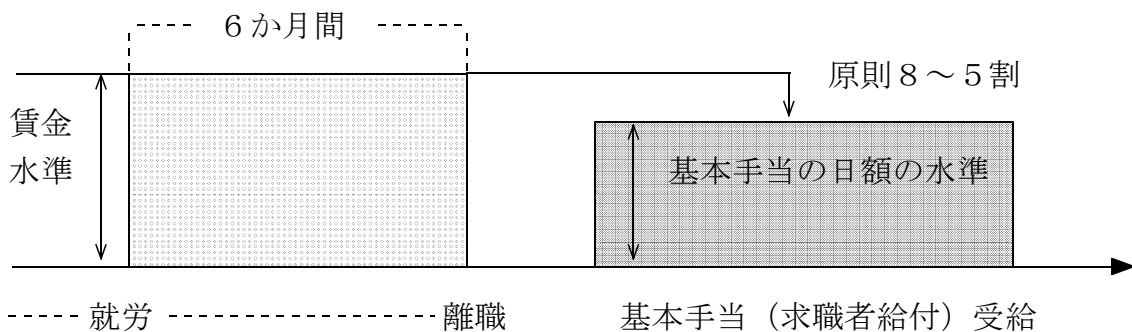
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係


- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別紙参照。

となる。



- 1日当たりの  の額： 賃金日額
- 1日当たりの  の額： 基本手当の日額